

おおぞら

No.27

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目6番地 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705
URL <http://www.ozoralaw.com/>



斜里町ウト口の流水

あけまして
おめでとう
ございます



権力は必ず腐敗する。

権力はあらゆる形で情報を隠蔽、ねつ造する。

だからこそ、権力のもつ情報は、私たち市民のものである。

知る権利は、民主主義の最も根源的な価値である。

しかし、権力は暴走した。

秘密でないものを、堂々と「秘密」として市民の目の前から覆い隠そうとする。

この時点ですら、「何を」「誰が」「いつまで」秘密とするのか、何も明らかにされない。そのこと自体が秘密だということか？

そして、何が秘密かわからないままに、市民までもが処罰の対象となる。何たる暴挙！！

私たちは、決してあきらめない！この後もずっと訴え続けなければならない。

いま私たちが求めるべきなのは、知る権利としての確かな情報公開と内部告発者制度の制定。

そして、秘密保護法の運用を阻止し、ただちに廃止させること。

2014年1月 札幌おおぞら法律事務所一同

普通に元気です。

夏の心臓手術のご報告です。

僕の場合、胸の真ん中から開けるのではなく、右脇から（本当に右です！）の手術でした。心臓に人工弁を入れる（置換する）のではなく、弁をちょこちょこっと形成するという術法でした。約6時間、完全麻酔で気がついたら、ICUで寝ていました。翌日からICU内を歩くりハビリが始まりました。手術後3日でICUを出されて、3週間余り入院しました。

一番の楽しみは、リハビリでバイクを漕ぐこと。ちょっと物足りないけれどもね。退院直前に、バイク漕ぎで思いっきり負荷をかけて心肺能力を検査しました。30代男性の理学療法士に、「こんな良い数値の患者さん見たことはありません。自分より良いんだもん！」と言われました。



9月に鼠蹊部^{そけいぶ}にリンパが漏れるというハプニングで、2週間ほど再入院しました。もちろん心臓には全く問題ありませんでした。もしかして、張り切ってリハビリをしすぎたせい

弁護士
太田 賢二



かもしれません。心臓病食（と禁酒）が続いたため、入院中に相当痩せましたが、はてさて、これを維持できるかどうか。

お酒をやめろとは言われていません。本当です。なんとか週2回程度の休肝日も維持して現在に至っています。

運動も、2ヶ月たったら全力疾走していい！と言われました。しかし、その体力が戻らないのです。今は、春に自転車も野球も復帰できるよう少しずつ体力作りに励んでいます。

11月から本格的に仕事に復帰しました。普通に元気です。ただ物を書く力が少し落ちているようです。単なる老化か、仕事嫌いかはまだはっきりしません（笑）。

改めて健康の大切さを感じます。そして、何よりも家族への感謝、感謝。

まだまだご心配をおかけしますが、よろしくお願いします。

インザプール

弁護士
渡辺 麻里衣

1日の半分以上はデスクワークをして過ごし、歩くといっても事務所から裁判所や弁護士会までのごく近距離だけという生活をしているので、平日の運動量にはどうしても限界があります。また、もともと体を動かすことが嫌いなわけではないのですが、土日くらいはゆっくり休みたい…という如何ともしがたい欲望により、土日に運動不足解消というわけにもなかなかいきません。自ら意識的に運動を取り入れないと、どうしても運動不足に陥ってしまいます。

それで、30歳になったことを機に、健康の維持・増進のため約5年ぶりにジム通いを始めました。ジムと言っても、マシンやスタジオ抜きのプールだけの会員です。

昨年（2013年）の4月に通いはじめ、現在までの約9ヶ月間、意外とコンスタントに通うことができています。もっぱら仕事帰りにちょっと立ち寄って、歩くコースと泳ぐコースを数本自由に行ったり来たりして、疲れたら^{しめ}みにお風呂に入るといった具合です。仕事後の疲れた体でも、水の中だとあまり足腰に負担をかけずにゆったり動けるのがいいのでしょうか。



非常に楽しんで続けることができています。また、今までよりも深く眠れている気がしています。

ちなみに、メタボ解消のために一緒に通い始めた夫は、はじめはお金を出して運動するのがどうだとかこうだとか散々文句を言っていたんですが、いまでは私よりもプール通いにはまっています。肝心のメタボは全く解消していませんが…。

継続は力なり。まずは1周年を目指してマイペースで続けていきたいです。

ニュー・カマー再び

弁護士
福田 亘洋

前々回の事務所報ではインパクトレンチの話、前回の事務所報ではハブボルトをねじ切った話を書いた。2回連続して車関係の話をしている。別に車好きというわけではないが、今回も車の話をしようと思う。

実は、前回の事務所報でハブボルトをねじ切った話をしたところ、ある依頼者の方から、ハブボルトがねじ切れる原因というか、メカニズムというか、を教えて頂いた。なんでも、ナットを締め付けすぎると、その影響でハブボルト自体が徐々に伸び、ついには耐性が衰えて、ねじ切れるらしい。

鉄製のハブボルトが、そんなに簡単に伸びるのか…。しかし、徐々に徐々に力を加えていくと伸びる気もする…。

また、タイヤのナットの締め付け具合は、一般車の場合、一般的に 100 から 110 ニュートン (N) ぐらいがちょうど良いとのことであった。

そうなのか。100 から 110N…。ニュートン (N) とは力の単位らしい。万有引力を発見したアイザック・ニュートン卿に因むものだろうが、そのような単位については記憶がない…(どこかで習っただろうか…)

さて、100 から 110N はどうやって知なのか？私のインパクトレンチは、N 設定ができない。その場合、トルクレンチなるものを使えば良いとのこと。ということで、自宅から一番近いと思われる車用品店に向かった。店舗にあったトルクレンチは安売りされていた。ラッキーと思い、即購入。

自宅に帰って説明書を読み、早速タイヤ交換。早くもトルクレンチの出番。説明書通りに使用する。…何とこいつぁ使えるじゃないですか!!

ナットを締め付けて、設定値まで達すると、「カチッ」と音が鳴る。トルクレンチが「ここだよ。」と告げてくれる。道具と自分とのコミュニケーション。気分が良い。

またまたタイヤ交換が楽しくなる道具が増えた。春先が楽しみである。



円山登山

弁護士
川島 英雄

札幌在住の皆様にはあらためて説明するような話ではないのですが…、札幌には、「円山」という標高 225 メートルの山があります。近くに円山公園や円山動物園などの観光スポットもあり、これらの名称のもととなっています。

この円山、結構気軽に山登りができると聞いてはいたのですが、なかなか登るタイミングがありませんでした。そんな中、長女が学校の行事でやはり札幌市内にある「三角山」という

山に登ったと聞いたので、長女が一人で山登りできるなら、私が二女の面倒さえみれば円山も登れるか?と思い、家族で登ってみることにしました。

私は野球をやっていることもあり体力には自信があるので、大変になるとすれば妻か二女だろうと思っていたのですが、上りは二女も結構頑張ってくれたので、誰も脱落することなく頂上まで登ることができました。

しかし、帰りは…二女が全く歩かなくなってしまったので、結局私がずっと二女をおんぶして下山することになってしまいました。さすがに、13kg の重りを背負っての下山はきついものがあり、毎日のようにおんぶして階段をのぼっていた高校の部活を思い出しました。結局、その日の疲労もかなりひどかったのですが、翌日からの筋肉痛は近年感じたことがないほどひどいレベルでした。

とはいえ、下山途中ではリスを見ることもでき、楽しい登山を体験できたので、雪が解けたらまたいろいろな山に登ってみようと思っています。



東尋坊

弁護士
桑島 良彰



11月に福井県の東尋坊に行ってきました。なんで福井?という感じですが、私の所属している労働弁護団の総会が福井で開催され、参加するついでにちょっと観光もしてきたのです。

さて、東尋坊といえば、国の天然記念物にも指定されている観光地です。日本海の荒波に地層が削られ、出来上がった断崖絶壁が素晴らしい、という観光名所ですね。他には、サスペンスドラマのラストで、犯人を刑事役が問い詰めるシーンの撮影などにもよく利用されているそうです。ちなみに、地名は東尋坊という暴れん坊の僧を酔わせて突き落したら不思議なことが起こったことから付けられたとのこと。割と残酷な感じですね。

さて、東尋坊についてみれば、観光客の姿も多く、岸壁ざりぎりまで行って写真を撮ったりと、みなさんわいわい楽しんでいる様子でした。当日は波も荒い感じでしたので、時々大きな波が岸壁の上まで飛びこむなど、雄大な日本海の醍醐味を感じました。ただ、崖にまったく柵も設置されておらず、落ちたら命がなくなりそうでした。足場も悪いですし、ちょっ

と怖い!ということで、臆病な私は、岸壁に寄らないようにしていました。

こんな東尋坊には、自殺の名所としての顔もあります。現地で自殺防止に携わっている方のお話を聞く機会があり、状況を教えて頂きました。夕方以降、観光客もいない状況になると、自殺を目的とすると思われる方が出てくるとのことです。昼間のにぎわっている状況からは想像もつかない自殺の名所としての側面、東尋坊の二面性を知り、いろいろ思うところの多い体験になりました。

自殺を考える方は、人生が八方塞になってしまったと感じている方が多いのだと思います。とはいえ、実際には法律を使ってなんとかすることも少なくありません。今後は、このような方の援助も考えつつ、しっかりと弁護士業を続けていきたいと思っています。



冬至のかぼちゃ

弁護士 高橋 亜林



この原稿を書いている12月初旬は、雪が根雪になりつつあります。平成25年は特に夏の暑さが厳しく感じ(自転車通勤していたせいでしょか…)、秋が来たことにほっとした

ものですが、雪が舞い始めると今度は本格的な冬のお付き合いが始まる気がして若干憂うつです。

ところで、私が一年のなかでも好きな日が「冬至」です。みるみる早くなっていく日の入りに、ストップがかけられる日。子どもの頃は、この日を境に日が長くなると教えてもらい、外で遊べる時間が長くなる!と嬉しかったものです。冬至の日に

は、1年間の健康を祈ってかぼちゃを食べます。かぼちゃだんごというゆでたかぼちゃをつぶして小判型にした北海道ならではのおやつを食べたり、かぼちゃを白玉もちと混ぜてお汁粉にしてもらったり…。甘くて熱々のかぼちゃ料理で温まった後は、ゆず湯に入った年もありました。調べてみたところ、冬至にかぼちゃを食べるのは風邪予防や金運祈願の意味があるようです。カロチンやビタミンいっぱいのかぼちゃで抵抗力をつけるのは、理にかなった方法です。みなさんのおうちでは、冬至の日には何を食べるのでしょうか。

さて、新年を迎える頃には、弁護士として5年目という節目の年に入ります。日々、たくさんの方の相談を担当させて頂き、人間同士の紛争解決の難しさを痛感しています。その中で、話を聞いてもらって心が軽くなった、無事に事件が解決したと喜ばれることが、私にとって冬至のかぼちゃより効果の高い心の風邪予防かもしれないなと思っています。本年も皆さまのご健康、ご多幸を心より祈願致します。



未来を担う 子供たちのために

弁護士
山田 暁子

皆さん、保育所や幼稚園と言えば、お寺や教会が経営しているイメージがありませんか？保育所や幼稚園の目的は、福祉や教育という、本来利益を得るための事業ではなく、公立を除けば、経営が社会福祉法人に限られてきたので、お寺や教会が多いのです。

それが、最近はビジョンとか、アートコーポレーションとか、株式会社の経営する保育所が増えてきています。これは、待機児童対策として、平成12年から、保育所の経営を株式会社にも認めることになったからです。公立保育所を増設すると、設立や維持に公的な負担がかかってしまいます。だから民間に任せよう、ということになった訳です。

保育や教育という分野は、手間暇がかかり、効率を上げたりコストを下げたりできる分野ではありません。それを無理にやって利益を上げようとすると、狭い場所にたくさんの子どもを詰め込む、保育士の数を減らしたり非常勤の保育士の数を増やしたりして人件費を削る、食事を外注して食費を削る、ということになってしまいます。



未来を担う
我が家の3人です
(旭岳にて)

保育所の施設や人員配置に関する認可基準は国で定められていて、その基準を満たそうとすると利益を上げにくいと、保育業界に進出したい経済界からは、基準を緩めるようにとの圧力がかかっています。そもそもこの認可基準は国際水準からして低すぎると長年指摘されてきたにもかかわらず、です。これ以上基準が引き下げられてしまうと、最低限の質が確保されないことになってしまいます。

一昨年の夏、いろいろと問題の多い「子ども子育て支援新制度」の関連法が制定され、平成27年度から新しい保育制度が実施されることになりました。民間に任せて安上がりになり済まそうという考えではなく、未来を担う子供たちに国や市町村が責任を持って良質な保育を保障する、という視点で制度設計をしてほしいと切に願います。



朝霧ならぬ PM2.5 に煙る上海の街。
かつては「スパイクタイヤ」の粉じんで、
札幌の街もこのような状況であった。

隣人との正しい付き合い方について

—強制徴用問題・韓国最高裁判決に注目を—

弁護士
田中 貴文

のに、強制労働（強制徴用）、従軍慰安婦などの戦後補償問題はまだ解決していません。

韓国の元徴用工が日本の企業に対し損害賠償を求めた裁判で、2013年7月にソウル高裁（被告：新日鐵住金）と釜山高裁（被告：三菱重工）は、元徴用工の賠償を認める判決を言い渡しました。11月には光州地裁（被告：三菱重工）で同様の判決が出ました。韓国の徴用工問題については、2014年の早い時期に最高裁の判決が言い渡されることになります。最高裁判決が確定すると、新日鐵住金や三菱重工の韓国国内の資産が差し押さえられる事態となりかねません。これまで国や企業が、「解決済み」であるとして、戦争被害者に対してきちんと賠償を行って来なかった「ツケ」が回ってきたのです。この韓国の動きを受けて、中国でも、強制連行被害者が企業を被告にして、中国国内で提訴する動きが出てきています。

お互いに「権利」だけを主張するのはダメで、同じ町内会で「引越し」はできないのですから、遠巻きに吼えあうだけでなく、智慧を出し合って話し合いができるテーブルに着くことが必要です。尖閣、竹島、PM2.5も同じです。

法律相談のジャンルに「近隣紛争」というものがあります。隣の家の屋根から雪が敷地内に落ちてくる、隣地にマンションが建って陽があたらなくなった、マンションの上階の子どもが夜遅くまでバタバタ走り回ってうるさいなど。賃貸物件であれば、最悪、引越しをすればいいのですが、所有物件だとそう簡単には行きません。お互いの権利は認めながら、譲り合って、どこかで折り合いを付けざるを得ないのが隣人との付き合い方になります。

日本の隣に韓国、中国があります。日本は、当時の欧米の列強国にならって、1910年（明治43年）に韓国を「併合」し、1931年（昭和6年）の「満州事変」を契機にして中国侵略を行いました。戦争が終わって既に68年が経過するという

温泉旅行

弁護士
齊藤 佑揮

先日、東北方面へ旅行に行ってきました。少ない日数にも関わらず4県をレンタカーで巡る強行軍でしたが、ちょうど紅葉が見ごろの季節だったこともあり、峠を越えるのもなかなか楽しいイベントになりました。

福島で尋常じゃない盛り具合のソースかつ丼に挑戦してみたり、蔵王ではお釜を観光してちょっと厳肅な気持ちになったりしました。他にも色々観光はしましたが、一番の思い出は各地の温泉に入ることができたことです。日帰り入浴も駆使し、相当な回数温泉に入浴することができました。

今回のように短期間で色々な温泉に入ると、普段は余り意識しない泉質の違いにも気付くようになりました。見るからに色の違う硫黄温泉などはともかく、透明に見える温泉でも感じが随分違って驚きました。

強風に吹かれながら見たお釜



帰って来てから色々調べてみると、温泉の泉質は大きく分けて10種類くらいの泉質に分けられているようです。中には全く聞いたことのない泉質もあり、いつか各地を回って全部を体験したいものです。

ちなみに、個人的に今回一番好きだったのは、蔵王温泉の硫黄泉（強酸性）です。成分が余程強いのか、入った後は全身から一日中硫黄の匂いが立ち上っていました。

原発事故・損害賠償北海道訴訟始まる！

今春、第3次追加提訴を行ないます！

弁護士 桑島 良彰

皆さんは、福島第一原発の事故の危険を避けるために、北海道に避難してきている方が約3,000人もいらっしゃることをご存じでしょうか。今、避難者の方への損害賠償を国や東京電力に求める原発事故・損害賠償北海道訴訟が札幌地方裁判所に提起されています。

この訴訟は、平成25年6月21日に第1次提訴を行い、11月18日、ついに初回の口頭弁論期日が札幌地方裁判所において開かれました。

当日は、数多くの原告、支援者の方に法廷にお集まりいただき、札幌地方裁判所で最も多くの収容人数を誇る法廷が満席になりました。お子さんが放射能の影響を受けることを危惧して避難を決断された避難者が多いためか、傍聴する原告にも子供連れのお母さんが多いことが非常に印象的でした。

さて、肝心の期日は、訴状及び答弁書の陳述のあと、訴状の要旨の告知、原告及び弁護士による意見陳述の実施という流れで進みました。

中でも、原告代表である中手聖一さんの意見陳述は非常に印象に残るものでした。わかりやすく、かつ、避難者の心情や

提訴時の記者会見



この訴訟における原告の希望がしっかりと伝わってくる内容で、傍聴人の中には、福島のことを思い、泣いている方もいらっしゃいました。中手さんの意見陳述に込められた原告の方々の思いは、本件訴訟を担当する3人の裁判官にもしっかりと伝わったことと思います。

これらの手続きを経て、最後に、次回口頭弁論期日が、平成26年1月27日と指定されました。次回期日では、原告側の主張の補充と、第2次提訴の方の意見陳述が行われる予定です。また、3月までに第3次追加提訴を行ないます。

私も所属しております原発事故被災者支援北海道弁護団では、今後も原告の方々と協力し、訴訟を進めて行く予定です。原告及び弁護団に対する温かい支援をいただきますよう、よろしくお願い致します。

事務局 あいさつ



定山溪にて

小森 和幸

新しい物を買うときには、色々見比べて、悩みながらもやっぱり今まで使っていた後継モデルを買うことが多い。愛着がわきながらも、当然欠点だって目に見えてくる。しかし、その欠点がうまくいこと改善された後継モデルには一層ひかれるのだ。自分自身も欠点を克服しながら、モデルチェンジを目指していきたい!!

小坂 美沙紀

青森で親戚の結婚式があり、約20年ぶりに家族4人で旅行をしました。家族4人集まったのも貴重でしたが、父方のいとこ8人全員がそろったのも恐らく20年ぶりでした。数年に1度くらいしか顔を見せに行けていませんが、2年後、祖母の米寿のお祝いでもた全員がそろって良いなと思っています。

松重 静香

「ハワイ手帳」というスケジュール帳を買いました。ハワイの素敵な風景の写真を見ては癒され、今年一年が良い年になりそうな気がしてきます。ハワイ語、ハワイの祝日、ハワイの日出没時刻等、普段の生活にはあまり必要では無い情報も多いため、若干見づらいいのが難点ですが、大事に使っていきたいと思います。

飯川 瑞穂

先月実家に帰省した際には、実に2年ぶりに車を運転しました。父に助手席に乗ってもらい、ビクビクしながら約2時間走り続けました。普段全く運転しないので感覚が戻りにくいですね。余談ですが、母は私の運転する車に乗ろうものなら、まるでこれから地獄に行かんくらいの怯えようです。…全く失礼しちゃうな!

本間 恵

秋に、伊勢神宮を参拝しました。式年遷宮である年に、遷宮前後の2度訪れる事ができました。何処までも混雑しており、タクシーの運転手さんとお話したところ、遷宮後も休日ともなると大変な混雑とのこと。今回続けて参拝し、その地の景色がより深く感じる事ができ、美味しい物を沢山食べ、心も身体も大満足な旅になりました。

石川 依利華

函館旅行に行ってきました。朝市やラーメンなど食べたいものや行きたいお店でタイムテーブルは食事いっぱい!!でも函館山や赤レンガ倉庫など観光に行きたい場所もいっぱいスケジュールはキツキツに。結局全部はクリアできませんでした。次の楽しみにしておき、次こそはゆったりとした旅行ができればと思います♪

小林 亜希子

山形にある「羽黒山」に行ってきました。2446段の急で長い石段が続く、両側には国の天然記念物の杉並木、なんでこんなところにあるのかと思える山の中に突如五重塔も現れます。修行の場というの納得の緑の生い茂る大くさんのパワーを感じる神秘的な山でした。歴史と自然を存分に満喫した東北の旅。またいつか行きたいと思います。

木村 郁美

タイのサムイ島とバンコクに行きました。今回の旅のメインのサムイ島ではビーチやプールでのんびり過ごし、帰りに立ち寄ったバンコクでは、地元の人々が賭けをして熱気むんむんの満員のスタジアムでムエタイ観戦、もう無理というくらい体を反らされバキバキ鳴らされたタイ古式マッサージ…(でも終わったら体が軽くなっていました!)。色々な体験ができて楽しかったです♪

村田 直沙

この度、6年の勤務を経て、おおよそ法律事務所を退職し、伊藤良法律事務所に移動することとなりました。在職期間中は、多くの方々に大変お世話になりました。また、先生方、事務局の皆さんには本当によくして頂きました。有り難うございました。おおよそ法律事務所を学んだ事を生かし、今後も努力して行く所存です。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

独立にあたって

弁護士 伊藤 良

平成 25 年 9 月末日をもって約 7 年間在籍したおおぞら法律事務所から独立し、10 月 1 日より伊藤良法律事務所を開業しました。おおぞら在籍中は多くの方々に大変お世話になりました。この場を借りて、お礼を申し上げます。

私がおおぞらに入所した当初は、弁護士はまだ太田、田中、山田、川島の 4 名しかいませんでした。ところが今や、弁護士 10 名（私が抜けて 9 名）にまで増え、その間に事務所も拡張しました。私の中ではあっという間の 7 年間でしたが、入所当時と比べると、色々なことが変わっているなぁと実感します。

おおぞらでの 7 年間を振り返ると、民事、刑事、弁護団、会務等非常に充実かつ凝縮した時間を過ごすことができました。弁護士としての基礎を学び、様々な事件に巡り会い、色々な人間関係を構築し、多くの得難い経験を積ませていただきました。

そして、このような充実かつ凝縮した 7 年間を過ごせたのは、ひとえにおおぞらの先輩・後輩弁護士、事務局の皆さん、会務や弁護団等でいつも一緒させていただいている先生方、さらには依頼者の皆さんのおかげだと思います。

また、この 7 年間、人間関係にもすごく恵まれました。私の事務所の開所パーティの際も、おおぞらの皆さんに裏方作業等を引き受けていただき、札幌弁護士会の会長、副会長を始め、多くの先生方に祝福していただきました。また、独立にあたっては、依頼者の皆さんからも立派な



新事務所と私

お花や祝福のお言葉等をたくさんいただきました。

もちろん良いことばかりではなく、事件の内容や事件の相手方のキャラクター等でこれまで大変な思い、辛い思いをすることはありました。しかし、それらのキツイ経験が自分をより成長させ、今の自分の財産になっていると思います。

これからは一人で事務所を経営するため、今まで以上に大変なことが多々あると思いますが、この 7 年間で築いた人との繋がりを大事にしながら、一つ一つの事件を誠実に処理し、かつ弁護団活動や会務等にも精進したいと思っています。

皆様におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

伊藤良法律事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西 10 丁目 4 番地 南大通ビル 4 階

TEL.011-271-3111 FAX.011-271-3110

事務所からのご案内

1. 新年は1月8日（水）より営業を開始致します。
2. 営業時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。
3. 法律相談は予約制ですので、必ず前もってお電話をいただき、当日は関係すると思われる書類等をご持参のうえ、原則ご本人がお越しいただくようお願い致します。
TEL.011-261-5715
4. 相談料は1時間5,250円（税込）が基本です。
なお、債務整理と交通事故に関するご相談は初回無料です。
5. 当事務所のホームページもぜひご覧ください。
<http://www.ozoralaw.com/>

